

浄化槽・汲み取り便所・宅地化予定の土地をお持ちの方へ

取付ます（公共汚水ます）の設置ルールが変わります！！

すでに下水道が整備された区域（供用開始区域）について、

令和8年4月1日以降、取付ますの設置が自己負担となります。

つきましては、浄化槽・汲み取り便所の家屋や、これから宅地化を検討している敷地などのうち、

下水道整備の際に**取付ますを設置しなかった**敷地について、取付ますの設置を進めております。

令和8年3月31日までの申請受付で、取付ますの公費設置ができます。

将来的に下水道利用をお考えの方は、お早めにご対応ください！

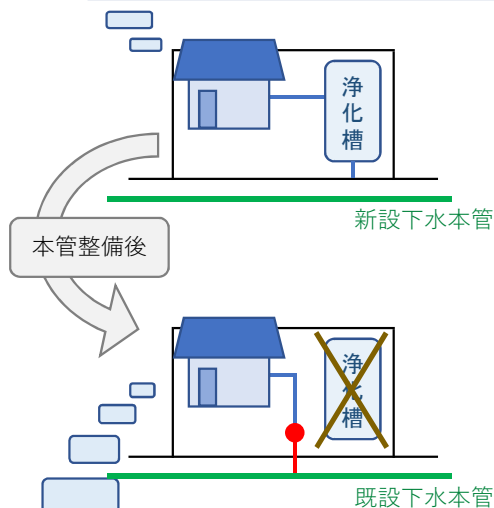
※供用開始区域は、倉敷市ホームページ（以下参照）又は下水普及課窓口にて確認できます。

（トップページ＞暮らし＞水道・下水道＞下水道＞下水道に接続するとき＞下水処理区域の告示＞告示利用規約）

取付ます設置ルール変更のイメージ

これまで

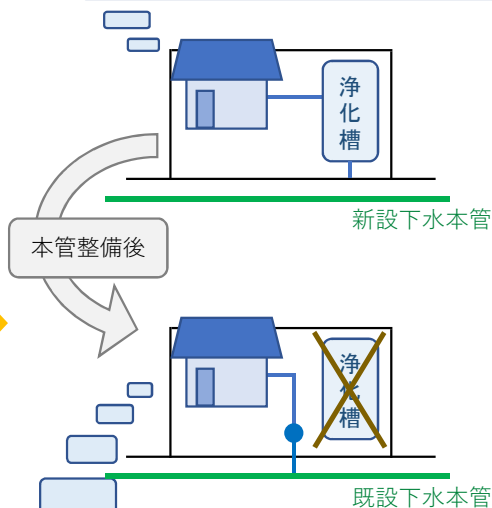
まだ浄化槽が使えるから、浄化槽が壊れてから
下水道につなぐつもり。



浄化槽が壊れたので、下水道につなごう！
⇒ **3年経過以降 市が設置**
(⇒ **3年未満 申請者が設置**)

ルール変更適用以降

まだ浄化槽が使えるから、浄化槽が壊れてから
下水道につなぐつもり。



浄化槽が壊れたので、下水道につなごう！
⇒ **全て 申請者が設置**

倉敷市環境局下水道部下水建設課

TEL 086-426-3565

FAX 086-425-5645

E-mail: swcnst1@city.kurashiki.okayama.jp